

# 令和元年第8回白鷹町議会定例会 第9日

追加変更議事日程

令和元年12月13日（金）午後3時開議

- 日程第 1 議第112号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 議第113号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 3 議第114号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議第115号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議第116号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議第117号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議員管外研修の結果報告について  
(議員管外研修団長報告)
- 日程第 8 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について  
(議会運営委員長報告)
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会)

---

## ○出席議員（12名）

- |     |      |    |     |      |    |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番  | 今野正明 | 議員 | 2番  | 金田悟  | 議員 |
| 3番  | 横山和浩 | 議員 | 4番  | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番  | 丸川雅春 | 議員 | 6番  | 笹原俊一 | 議員 |
| 7番  | 小口尚司 | 議員 | 8番  | 奥山勝吉 | 議員 |
| 9番  | 山田仁  | 議員 | 10番 | 菅原隆男 | 議員 |
| 11番 | 関千鶴子 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |

---

## ○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	誠	七
副	町長	横	澤		浩
教	育長	沼	澤	政	幸
総	務課長	樋	口		浩
税	務出納課長	高	橋	浩	之
企	画政策課長	菅	間	直	浩
町	民課長	鈴	木	克	仁
健	康福祉課長	長	岡		聡
商	工観光課長	齋	藤	重	雄
農	林課長併	大	木	健	一
農	業委員会事務局長				
建	設水道課長	佐	藤	雅	志
病	院事務局長	渡	部	町	子
教	育次長	田	宮		修
監	査委員	竹	田	謙	一

○職務のために出席した者の職氏名

議	会事務局長	中	村	裕	之
係	長	橋	本	達	也
書	記	菅	原	美	樹

○開議の宣告

○議長（今野正明） ご参集、まことにご苦労さまです。

これより令和元年第 8 回白鷹町議会定例会 9 日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の説明

○議長（今野正明） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

---

○議第 1 1 2 号及び議第 1 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第 1、議第 112 号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について並びに日程第 2、議第 113 号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての 2 件は、白鷹町議会会議規則第 36 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第 112 号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について及び議第 113 号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告に準拠した一般職の職員及び特別職の職員の給与改定を行うため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

初めに、議第 112 号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

改正要旨をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当等の改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第26条第2項第1号、勤勉手当、改、一般職の職員の令和元年度における勤勉手当の支給割合（12月期）を引き上げるものでございます。100分の5月を引き上げまして、100分の97.5月とするものでございます。

別表第1、改、給料表を改定するもの。

第2条 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第14条第1項、住居手当、改、住居手当の支給対象となる家賃等の下限額を4,000円引き上げ、1万6,000円とするもの。

第14条第2項、住居手当の支給額の算定式を見直すとともに、その最高支給限度額を1,000円引き上げ、2万8,000円とするもの。

次のページをごらんください。

第26条第2項第1号、勤勉手当、改、一般職の職員の令和2年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるもの。6月期、12月期、それぞれ100分の95.0月とするものでございます。

第3条 白鷹町病院事業等職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正。

第9条、住居手当、改、病院事業等職員の住居手当について、その支給対象となる家賃等の下限額を4,000円引き上げ、1万6,000円とするもの。

附則第1項、施行期日等、この条例は、公布の日から施行するもの。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用するもの。

附則第3項、給与の内払、改正前の給与条例により既に支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払とみなすもの。

附則第4項、規則への委任、第3条の改正規定を除き、この施行に関し必要な事項は、規則で定めるもの。

以上でございます。

続きまして、議第113号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨のほうをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、人事院勧告に準拠して行う一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の令和元年度における期末手当の支給割合、12月期を引き上げるもの。100分の5月を引き上げまして、100分の172.5月とするものでございます。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の令和元年度における期末手当の支給割合、12月期を引き上げるものでございます。100分の5月を引き上げまして、100分の172.5月とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の令和2年度以降の期末手当の支給割合を改めるもの。6月期、12月期、それぞれ100分の170月とするものでございます。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の令和2年度以降の期末手当の支給割合を改めるもの。6月期、12月期、それぞれ100分の170.0月とするものでございます。

附則第1項、施行期日等、この条例は、公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の規定は、平成31年4月1日から適用するもの。

附則第3項、給与の内払、改正前の条例により既に支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第112号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第112号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第113号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第113号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第114号から議第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 次に移ります。

日程第3、議第114号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第6、議第117号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの各会計補正予算4件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第114号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について及び議第115号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について及び議第116号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について及び議第117号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

このたびの4会計の補正予算につきましては、給与の改定に基づく人件費の追加調整に対応するとともに、一般会計につきましては過年度に納付いただいた固定資産税、都市計画税の還付金等への対応及びまちづくり複合施設整備事業について、全体事業費の精査を行い、所要の措置を講ずるものであります。

なお、詳細につきましては、議第114号につきましては総務課長、議第115号、議第116号につきましては建設水道課長、議第117号につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 初めに、議第114号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について説明を求めます。総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

一般会計補正予算第4号をごらんいただきたいと思います。

議第114号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,293万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,112万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計をご説明いたします。

歳入。

19款繰越金、793万1,000円、5億6,036万1,000円。

21款町債、1,500万円、16億5,230万円。

歳入合計2,293万1,000円、92億9,112万5,000円。

続いて、歳出でございます。

1 款議会費、4万9,000円、1億1,458万4,000円。

2 款総務費、2,027万4,000円、22億6,855万5,000円。

3 款民生費、59万6,000円、22億8,324万円。

4 款衛生費、39万7,000円、6億269万2,000円。

6 款農林水産業費、67万1,000円、6億2,000万4,000円。

7 款商工費、29万円、5億8,592万7,000円。

8 款土木費、20万9,000円、6億7,276万7,000円。

10款教育費、42万6,000円、6億5,473万8,000円。

11款災害復旧費、1万9,000円、1億1,599万7,000円。

歳出合計2,293万1,000円、92億9,112万5,000円。

なお、歳出におきましては人事院勧告に準拠する人件費のほかに、2款総務費まちづくり複合施設整備事業の工事請負費1,700万円の追加補正、また2款総務費徴税費の過誤の還付金といたしまして固定資産税等の課税などについて191万8,000円の追加計上をして対応するものでございます。

第2表 地方債補正。

変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

公共施設等適正管理推進事業600万円を追加し、2億5,960万円。過疎対策事業を900万円追加し、11億5,070万円。補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第115号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第115号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,728万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

歳入。

5款繰越金、8万7,000円、813万4,000円。

歳入合計8万7,000円、6億1,728万7,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1款公共下水道費、8万7,000円、3億7,000万6,000円。

歳出合計8万7,000円、6億1,728万7,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第116号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第116号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,620万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

歳入。

6款繰越金、2万1,000円、170万1,000円。

次のページをごらんください。

歳出。

1款農業集落排水事業費、2万1,000円、1億1,319万4,000円。

歳出合計2万1,000円、1億7,620万5,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第117号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

議第117号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,066万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

7款繰入金、14万1,000円、2億7,382万4,000円。

歳入合計14万1,000円、18億2,066万9,000円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、7万2,000円、4,780万9,000円。

3款地域支援事業費、6万9,000円、7,808万3,000円。

歳出合計14万1,000円、18億2,066万9,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第114号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第114号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第115号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第115号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第116号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第116号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第117号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第117号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議員管外研修の結果報告について

○議長（今野正明） 日程第7、議員管外研修の結果報告について（議員管外研修団長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議員管外研修団長、山田 仁君。

〔議員管外研修団長 山田 仁 登壇〕

○議員管外研修団長（山田 仁） 議員管外研修の結果報告についてご報告申し上げます。

研修期日及び場所でありますけれども、9月17日から19日までの3日間でありました。場所は東京都内です。

参加者、議員11名。

研修目的、定住・移住、6次産業化等の施策についてであります。

研修のまとめを、最後になりますけれども、これで報告したいと思います。

研修のまとめ。

この度は、東京都内だけで3日間、4カ所においてさまざまな角度から研修を行いました。

認定NPO法人ふるさと回帰支援センターでは、移住に関する面談やセミナー参加者、電話相談などでセンターの利用者も年々増加しているとのことでした。実際、全国的に移住者は増加しており、平成29年には26府県において過去最多の移住者数となり、特に子育て世代となる30代の若い世代の移住が増えているとのことでした。その若い世代にとっては就労の場があるのかが移住先の第一条件となり、現実的な選択肢を重視しているということでした。本町でも移住者の動向、ニーズを分析しながら移住・定住施策を考える必要性を認識しました。

次に、東京インタープレイ株式会社では実際にタブレットを使用して、ペーパーレス化の研修を行いました。デモデータが入力されているタブレットを使い、議場での使用例やそれ以外での使用方法などを体験しました。タブレット使用が初めての議員も使いこなすことができたようです。タブレットの導入効果はペーパーレス化による経費と資料準備等の労力の削減が期待できるとともに、議員間、議会と当局間、また町民とのコミュニケーションツールとして効果があるとのことでした。今後、すでに導入している議会を視察しながら、将来の導入に向けて調査・研究・検討も行うべきと考えます。

一般財団法人地域活性化センターは、会員数1,929団体、職員は87人で、事業としては地域活性化の情報の提供と調査研究、人づくりと研修・交流、まちづくりへの助成などの支援を行っています。広域な範囲から異業種・異年齢の人がそれぞれの地域活性化のためのテーマを持って活動しており、自身がスキルアップしたものを地域で活かしていくという使命感あふれるセンターだと感じると共に、職員の方々の今後の活躍を注目しその活動に期待するものです。

大田区産業プラザでは、公益財団法人大田区産業振興協会の方と大田区役所の担当職員の方から、「大田区の製造業を取り巻く現状について」の説明を受けた後、質疑を行いました。その中で今まで脈々と受け継がれてきた高度な技術による“ものづくり”が大田区の製造業を支えていることを認識しました。一方で、後継者不足、労働者不足が深刻な状況であるとのことでした。昨年度まで本町で設置していたサテライトオフィスの所長も、協会や大田区の製造業の工場には頻繁に足を運び、白鷹町内企業とのマッチングを提案していたとお聞きしています。しかしながら、本町企業の雇用状況は未だ人材・技術者不足の傾向が続いており、大田区の企業とのマッチングは難しかったということもありますが、これまで継続的に受注が行われている本町の事業所もあり、これまで長年続けてきた大田区との交流継続の必要性を感じました。

最後に、この度の多角的な研修の中で、本町の人口減少対策としての移住・定住、人材育成、産業振興などの各施策の有効性と、ペーパーレス化などの議会改革に向けて引き続き調査・研究していくことを確認した研修でありました。

以上、報告いたします。

○議長（今野正明） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議員管外研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

---

#### ○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について

○議長（今野正明） 日程第8、議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員長、菅原隆男君。

〔議会運営委員長 菅原隆男 登壇〕

○議会運営委員長（菅原隆男） 議会運営委員会管外視察研修の結果報告。

令和元年第6回白鷹町定例会において、議決に基づき、議会運営委員会管外視察研修を実施したので、その結果について報告いたします。

記。

1. 研修期日及び場所、令和元年10月28日から29日まで。長野県、飯綱町。
2. 参加者、議会運営委員会委員5名、議長。
3. 研修目的、議会活性化等について。

詳細については、1ページ、2ページに記載しておりますので後ほどごらんください。

3ページのまとめについてを朗読させていただいて報告いたします。

報酬・定数問題は、住民自治を担う新しい地方議会創りを進めるうえで、避けて通れない問題である。議会力、議員力のアップを図る視点で住民と幅広い意見交換を進め、住民の意見を踏まえて議会としての責任を持って決定する。と同時に、その決定が妥当とともに、住民が検証できるために議員による議員白書の発行が不可欠と飯綱町議会では結論づけている。

白鷹町より人口の少ない町ながら、議員定数の削減には慎重で、町民と向き合い、意見や要望をしっかりと町政に反映する姿勢に感銘する。また、議会改革の動機が第三セクターの経営破綻にあったということにも、民間委託が時流にあるなか、無関心ではいられないことを思わされた。

開かれた議会、議会への住民参加を広げ「議会の見える化」の取り組みである「政策サポーター制度」や「議会だよりモニター制度」は画期的であり、メンバーの中から5人の町議が誕生するなどの成果を上げている。本町議会としても議会活性化の一環として検討し、町民の意見や要望を受け止め町政に反映できる体制づくりに努力すべきであると考えている。

飯綱町議会において、町民に信頼される議会を目指し議会改革のために宣言した8項目のなかに、議員の資質向上に努め議員同士の自由討議を活発に行う、行政への批判と監視機能を一層強化するとある。住民の立場に立ち、住民全体の利益のために審議が尽くされた意思決定や、執行機関が適法・適正に、しかも公平・効率的になされているか監視することが議会の使命である。このたびの研修で学んだ事柄を、今後の本町議会の活性化のために役立ててまいりたい。

以上、報告といたします。

○議長（今野正明） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

---

#### ○委員会の閉会中の継続調査について

○議長（今野正明） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（今野正明） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって令和元年第8回白鷹町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時36分〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 今 野 正 明

署名議員 菅 原 隆 男

署名議員 関 千鶴子